交渉（全労働岐阜支部）議事概要

　岐阜労働局長（当局）は、平成２８年１１月１５（火）、全労働岐阜支部執行委員長（全労働岐阜支部）と交渉を行った。この交渉の概要は下記のとおりである。

記

「全労働岐阜支部」

１　労働行政体制の拡充について

　　　行政運営に必要な定員を十全に確保すること。

業務簡素・合理化を進めるとともに、新規業務については、支部との事前協議を確実に行うこと。

　２　賃金の改善等について

　　　2016年人事院勧告について、官民較差に基づく給与・処遇の改善を図るとともに、労働条件の引き下げとなる扶養手当の改悪は行わないこと。

　３　雇用政策への対応について

求職者情報のオンライン提供は個人情報の漏えいにつながる恐れがあり、廃止すること。

４　公務員宿舎の確保について

　　宿舎確保は重要な労働条件の一つであり、必要な宿舎確保を行うこと。

　「当局」

１　労働行政体制の拡充について

労働行政に対する行政需要は増大する一方であり、国民の期待に応えるためには、組織体制の確保が不可欠である。しかしながら、現状では体制の確保が極めて厳しく、必要な定員数の確保に向け、本省に働きかけていく。

業務簡素・合理化を図るため、電子申請センターについては10月に立ち上げて進めているところである。業務簡素・合理化できる事項は更に進めていく。新規業務については、確実に情報提供してまいりたい。

２　賃金・諸手当について

職員の賃金については、公務の特殊性や職員の生活実態等を十分に考慮し、職員が安心して職務に精励できる水準であることが重要であると認識しており、本省等に対して働きかけていく。

　３　雇用政策への対応について

　　　求職者情報の提供については、個人情報の管理を含め、適切な管理と対応を前提に業務を行っていく。

　４　公務員宿舎について

　　　東海ブロック各局の宿舎事情の把握も行いながら、宿舎の確保に努める。

以上